

職員等の旅費に関する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和 38 年幸手町条例第 9 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、別に定めるもののほか、公務のために旅行する職員等に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 市が職員（市が給与又は報酬を支給している者をいう。）及び市長等（市長、副市長、教育長及び議会議員をいう。）（以下「職員等」という。）並びに職員等以外の者に対して支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（用語の意義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれに附属する島の存する領域をいう。次号において同じ。）における旅行をいう。
- （2） 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国の旅行をいう。
- （3） 出張 職員等が公務のため一時その勤務場所（常時勤務する勤務場所のない場合、又は任命権者若しくは旅行依頼を行う者又はそれらの委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員等以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- （4） 遺族 職員等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員等の死亡当時職員等と生計を一にしていた他の親族をいう。
- （5） 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供

することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員等が出張した場合には、当該職員等に対し、旅費を支給する。

2 職員等又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員等が出張のための内国旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員等

(2) 職員等が出張のための内国旅行中に死亡した場合 当該職員等の遺族

(3) 職員等が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員等

(4) 職員等が出張のための外国旅行中に死亡した場合 当該職員等の遺族

3 職員等が前項第1号又は第3号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員等又は職員等以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費の額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 旅行命令権者は、前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第8条に定める種目及び第9条から第17条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者（以下「支出命令権者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 支出命令権者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類その他必要な事項は、規則で定める。

(旅費の種目)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額（規則に定めがある場合は、その額）とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものそ

の他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額(規則に定めがある場合は、その額)とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額(規則に定めがある場合は、その額)とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運

送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。

(渡航雑費)

第16条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第17条 死亡手当は、職員等の外国における死亡(第3条第2項第4号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

(退職者等の旅費)

第18条 第3条第2項第1号又は第3号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第19条 第3条第2項第2号又は第4号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第20条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、特別の定めがある場合のほか、任命権者が市長と協議して定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第21条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用とのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条及び第16条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第22条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

3 特別職の職員に随行して旅行する職員には、特別職の職員と同額の旅費を支給できる。

(旅費の特例)

第23条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が、労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第24条 旅行命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、旅行命令権者は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(規則への委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」

という。) 第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第24条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（幸手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第3条 幸手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「職員等の旅費に関する条例（昭和38年条例第9号）」を「職員等の旅費に関する条例（令和8年条例第 号）」に改め、同項ただし書を削る。

（幸手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 前条の規定による改正後の幸手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（幸手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第5条 幸手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和45年条

例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「職員等の旅費に関する条例(昭和 38 年幸手町条例第 9 号)」を「職員等の旅費に関する条例(令和 8 年条例第 号)」に改める。

(幸手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 6 条 前条の規定による改正後の幸手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第 13 条第 1 項の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(幸手市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 7 条 幸手市固定資産評価審査委員会条例(昭和 56 年条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条中「職員等の旅費に関する条例(昭和 38 年条例第 9 号)」を「職員等の旅費に関する条例(令和 8 年条例第 号)」に改める。

(幸手市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

第 8 条 前条の規定による改正後の幸手市固定資産評価審査委員会条例第 13 条の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第 9 条 証人等の実費弁償に関する条例(平成 3 年条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「職員の旅費に関する条例(昭和 38 年幸手町条例第 9 号)」を「職員等の旅費に関する条例(令和 8 年条例第 号)」に改め、「6 級の職務にある者に」を削り、同条第 3 項中「職員の旅費に関する条例」を「職員等の旅費に関する条例」に改める。

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 10 条 前条の規定による改正後の証人等の実費弁償に関する条例第 2 条第 1 項及び第 3 項の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(幸手市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 11 条 幸手市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 10 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「職員等の旅費に関する条例（昭和 38 年条例第 9 号）の規定により 6 級の職務にある者に支給する旅費の額に相当する額を一般職の職員の旅費支給の例により」を「職員等の旅費に関する条例（令和 8 年条例第 号）の規定により旅費を」に、「同条例第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定は、適用しない」を「旅費の支給方法は、一般職の職員の旅費支給の例による」に改める。

（幸手市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 12 条 前条の規定による改正後の幸手市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例第 6 条の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（幸手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 13 条 幸手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 11 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「職員等の旅費に関する条例（昭和 38 年条例第 9 号）の規定により 6 級の職務にある者に支給する旅費の額に相当する額を一般職の職員の旅費支給の例により」を「職員等の旅費に関する条例（令和 8 年条例第 号）の規定により旅費を」に、「同条例第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定は、適用しない」を「旅費の支給方法は、一般職の職員の旅費支給の例による」に改める。

（幸手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 14 条 前条の規定による改正後の幸手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第 5 条第 1 項の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 15 条 幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項中「職員等の旅費に関する条例（昭和 38 年幸手町条例第 9 号）」

を「職員等の旅費に関する条例（令和８年条例第 号）」に改める。

（幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１６条 前条の規定による改正後の幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第２３条第２項の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

令和８年９月１日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、職員等の旅費の支給に関し所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。